

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、令和4年11月4日から令和5年3月6日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

令和4年11月4日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ハイパーモールメルクス宇部

所在地 宇部市大字東岐波1413の1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ミスターマックス・ホールディングス	福岡市東区松田一丁目5番7号	平野 能章
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一

3 変更に係る事項の概要

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

○変更前

別紙のとおり

○変更後

別紙のとおり

4 届出年月日

令和4年10月26日

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	変更年月日・内容
株式会社ミスターマックス・ホールディングス	福岡市東区松田一丁目5番7号	平野 能章	
株式会社大創産業	東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 靖二	
株式会社岩崎宏健堂	周南市下一の井手5636-5	上野山 孝誠	
株式会社カーフレンズト ーア	広島市安佐南区八木五丁目10番28号	荒川 茂喜	
マックスバリュ西日本株 式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一	
有限会社フラワーチェー ン・タナカ	防府市大字西浦3147番地	田中 恵美子	令和2年4月30日 退店

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	変更年月日・内容
株式会社ミスターマックス・ホールディングス	福岡市東区松田一丁目5番7号	平野 能章	
株式会社大創産業	東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 靖二	
株式会社岩崎宏健堂	周南市下一の井手5636-5	上野山 孝誠	
株式会社カーフレンズト ーア	広島市安佐南区八木五丁目10番28号	荒川 茂喜	
マックスバリュ西日本株 式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一	